

令和5年度 第1回愛知県特別支援教育連携協議会 議事録

日 時 令和5年8月25日（金）
午後2時から午後3時半まで
会 場 東大手庁舎 2階 研修室A

1 開会

2 教育委員会事務局長挨拶

本日は、第1回目の開催である。日頃は、本県の特別支援教育の充実、推進に御尽力をいただいていることにお礼を申し上げる。

さて、本県では、2019年度から5年間、「第2期愛知県特別支援教育推進計画」に基づき、障害の有無によって分け隔てられないことがない共生社会の実現に向けた特別支援教育の一層の充実をめざして取り組んでいる。そして、取組を推進するためには、教育、福祉、医療、保健、労働等の分野を超えた関係機関の一体的な連携が不可欠である。支援情報の確実な共有や引継ぎによる一貫した支援は、特別な支援を必要とする子供が増加している中、子供たちの自立と社会参加に向け、一層の充実が必要であり、県内各地域における関係機関の連携を支援するこの会議は、大変重要な役割を担っているものとする。なお、現行の特別支援教育推進計画は、今年度で計画期間が終了することから、次期特別支援教育計画の策定を進めているところであるが、「関係機関の連携強化による切れ目のない支援の充実」については、引き続き重要な要素であると考えている。

委員の皆様から、忌憚のない御意見をいただきたい。

3 会長挨拶

来年、改正された障害者差別解消法の施行があるということで、今年度は重要な年になる。国公立の機関だけでなく、私立学校も含めた民間事業者も合理的配慮の不提供は法律違反になる。今回、合理的配慮に関して議論できるのは大変貴重な機会である。

4 副会長挨拶

総合教育センター相談部における、特別支援教育に関する取組を簡単に紹介する。

総合教育センターでは特別な支援を必要とする子供やその保護者、関係する教員の相談事業や、教員を対象とした特別支援教育に関する研究・研修事業を行っている。昨年度、特別支援教育に関する相談は、小3が16.8%で最も多く、次いで小4が11.7%である。相談内容について、指導・支援に関することが80.2%、次いで就学についてが8.4%である。障害の種類は、未受診・その他が49.5%、次いで発達障害が32.4%である。教育相談については、個人での申し込みから学校や市町の教育相談機関の依頼を受けた相談への切り替えを行っている。

また、特別な支援を必要とする子供の卒業後の生活へのスムーズな移行に関する研究に取り組んでおり、成果の発表を令和7年度に行う予定である。

研修については、夏季休業中の特別支援教育講座に多くの先生方に参加していただい

た。センターへの来所のみでなく、今年度より一部オンラインでの開催も始めた。eラーニングも今年度、2講座追加した。今後も充実を図っていきたい。

委員の皆様の御意見を伺い、愛知県の特別支援教育の更なる充実を努めたい。

5 議事

〔報告事項〕

- (1) 令和4年度愛知県特別支援教育体制推進事業の実施状況について
- (2) 令和5年度愛知県特別支援教育体制推進事業について
- (3) 令和5年度発達障害等関連事業の事業内容について
- (4) 第2期愛知県特別支援教育推進計画の進捗状況について
- (5) 小・中学校における特別支援学級の設置状況及び視覚障害等の児童生徒の就学状況について

—資料2～9により事務局より説明—

〔協議事項〕

愛知県の特別支援教育の推進のために、関係機関が連携し、特別な支援の必要な子どもに対して生涯にわたって一貫した支援を行うための取組について

—事務局から協議のポイントの説明—

会長 まず、四つの事例を切り口に話していきたい。特別支援学校や特別支援学級は、障害のある子供を前提にカリキュラムが作成されたり教員の配置がされたりするなど事前的整備が行われている。しかし、通常の学級では、本人や保護者の申し出に基づいて、建設的対話を行って最終的にどのような配慮をするのかというプロセスで流れていく。実際の学校現場の様子で対応は異なる。今後、課題となるのは、通常の学級や通級指導教室の合理的配慮である。特別支援学級も教員の専門性を含めて、いろんな障害種の子供もいるので対応が難しい面もある。

事例1について。

委員 本団体は視覚障害に対する意見を述べる立場ではないが、自閉症の方でいうと、見え方は通常の方と違う方もいる。白い紙だと字が見えにくい人もいる。事例1のような合理的配慮は申し出があった場合が中心になるが、該当の幼児児童は、自分の見え方の特性でしか物を見ていない。例えば、みんなも白い紙はまぶしいかと思っていたとか、行間が詰まっていると読めなくなるタイプの人が、高学年になり、行間が詰まった教科書になったとき、みんな頑張って読んでいるんだな、自分も頑張らなきゃかと思っているが、実はみんなはそんなに大変じゃなくて自分だけ辛い思いをしているとか。本人の申告だけだと分からないことも多い。そういうときに、アセスメントが重要である。視力なら視力検査でわかるが、学習についていけない子供の中には、見え方が悪い子もいる。子供一人一人の支援は何か必要か、その子の学習のために必要なものが何か欠けていないかを確認するためのアセスメントを、どこかで入れてほしい。アセスメントをとるのは連携するどこの部署がすべきなのか。客観的なアセスメントは家庭だと難しい。これが私の中ではテーマだと思っている。

会長 私は、視覚障害が専門なので少し話す。アセスメントは重要で、視覚障害の子供の場合は見えにくい状態で生まれてきているので、見えにくいことすら気づいていない。だから、先生方が気づいてあげないと、これが当たり前だと諦めてしまう子供がいる。今は、眼科で調べることができる。眼科には指導訓練士さんがいて、見え方のトレーニングや様々な補助具を処方してくれるような取組が進んでいる。ただし、名古屋市立大学病院や名古屋大学病院の眼科や専門性の高いところで診断を受けて処方してもらう必要がある。弱視用のレンズも使うが、これも専門性が高く、個別性が強いものなので、一般に売っているものを使うわけにはいかない。その子に合ったものの処方が必要である。ドイツ製の何万円もかかるものを使っている子供もいる。やはり、専門的な助言を医療機関に求める必要がある。そのときに、盲学校の先生は詳しい知識をもっているし、教育センターにも専門の方がいるので、こういったところと連携していくことが大切である。ちなみに、弱視の子供用に見やすい地図帳を作ったのだが、それが多くの盲学校で使われているだけでなく、知的の特別支援学校からも多くの注文がある。知的障害の子供も使いやすいとニーズがあることに驚いている。発達障害や知的障害の子供も、一般的な地図帳は非常に情報が多く、整理ができず分からないになってしまう。その子の障害に限らず、他の障害用に開発されたもの等も利用していくことが重要である。デジタル教科書やタブレット端末を使って教えることも、視覚障害分野ではかなり研究されている。その場合でも盲学校との連携は重要であろう。

委員 通常の学級に在籍している場合、テスト時間を1.3倍にしたとき、他の生徒のテストの時間設定に苦勞するのではないか。全体への時間配分の周知や、いかに話し合っていくのか、これが非常に問題になるのではないか。全体の時間の割り振りや、このように相談して設定したという説明があるとよい。

委員 高等学校の入学選抜制度で視覚障害の子供はテスト時間が1.3倍となる取り決めがあるのか。

事務局 1.3倍は、公立高校入試での基本になるが、大学入学共通テストが1.3倍であり、その配慮を参考にしている。ただ、子供によって、必要な時間が違うので、今は、中学校での配慮の状況などを参考に、場合によっては2倍にすることもあり得る。ただし、暗くなるまで試験をやるわけにはいけないので、全体のバランスを取っている。そうした配慮は、中学校の定期試験で配慮されていることが基本である。しかし、入試の公正・公平上できないこともあるし、逆に中学校が配慮していなくても県教育委員会として配慮が必要なことは行っている。ここ10年くらいで個別の配慮はずいぶん進んできた。

委員 個人個人で読み取る時間に差があるのではないか。事例集で1.3倍という数字を出すと、読み手が1.3倍と決めつけてしまう恐れがある。場合によっては2倍という措置があるということが分かる表記があるとよい。ある中学校では、A4をA3に拡大コピーしている。その生徒の読みやすいようにすることが合理的配慮ではないか。また、アセスメントの話があったが、この生徒は中学生なので、小学生のときの情報もつかんでおく必要がある。

会長 大学入学共通テストが弱視だと1.3倍、全盲・点字受験だと1.5倍となっていることが大きな基準となっていると思うが、各学校では個別性に対応している。

筑波大学では、1.3倍・1.5倍は最低の時間であり、実際にはもっとかかるという研究が出てきており、場合によっては2倍も必要であろう。また、先程の定期試験の時間のやりくりの問題について、全国的な話だと、時間は同じで、難易度が同じになるように内容を絞っている例もある。いずれにせよ、個別対応で行っていくことが必要である。

事例2について。

委員 このような障害のある方たちの合理的配慮という点では、学校が専門家の意見をしっかり聞いて、それを反映して、当事者と建設的な対話をするのが重要なので、専門機関と連携して行っている取組としてよい一例と言える。

会長 特別支援教育アドバイザーの話が出てきているので、教育委員会はどうか。

事務局 市町村教育委員会が雇っているの、詳細は分からない。

会長 では、市町村の教育委員会の様子が分かる方は。

委員 私の市は規模が小さいので、特別支援教育アドバイザーはいない。小さい市町村は、これをどう読み解くのが気になった。私の市では、指導主事がこれを兼ねて、幼稚園やこども園を訪問している。指導主事が言うには、特別支援教育アドバイザーがいる市町村の指導主事からは、大変だねと言われる。特別支援教育アドバイザーが県内全ての市町村教育委員会に配置されているのが気になっていた。

会長 愛知県教育委員会としては、全ての市町村に特別支援教育アドバイザーを置いてくださいと公的に言っているのか。それとも市町村教育委員会が独自に設けているのか。

事務局 法の縛りはなく、それぞれの市町村教育委員会が独自で配置し、名称もアドバイザーであったり支援員であったりしている。主に元教員がやられている。巡回相談や調整役として好評である。ただし、自治体の予算に限りがあり、付くところと付かないところがある。

会長 事例集に載せる場合は、アドバイザーもしくはそういった役割が重要であるといった書き方にすると分かりやすい。

委員 申し出内容のところを気をつけないといけない。特別支援学級の子供が食事の課題を克服していく場合は、学校側が適切な課題を与えないといけない。誤嚥等が考えられるためならばよい。申し出内容のところ、その配慮が必要な理由を加えて表記するとよい。食べる学習としてやった場合、私の経験で、冷ややっこでは食べなかった子がみそ汁に入れたら食べたということがあった。冷ややっこを食べたことがない子であった。このように、いろんな食べる経験をさせないといけない場合もある。

会長 福祉サービスと教育の違いである。教育では適度な課題を与えてそれを乗り越えさせるということで、福祉サービスと一緒にやってはいけないということ。生命安全上の配慮も含めて分かりやすい記述にした方がよいということであった。

事例3について。

委員 新しい学校では多目的トイレがあるが、古い学校では多目的トイレがない現状がある。多目的トイレがない学校ではおそらく保健室に人工肛門の排泄を処理できる機能をもった設備を設置することになる。多目的トイレが設置されていない学校もある点が気になった。

委員 この事例は、自治体の医療的ケア委員会でも検討をしている。おそらくこの「医療的ケア委員会」というのは、私共の方からも各市町村に対して医療的ケア児の支援をするためのいろんな委員の方で協議をする場を必ずもってくださいとお願いをしているものであると思われる。現在、県内の全市町村で既に設置されている。名称は様々で、障害者自立支援協議会の中にその機能をもたせているところもあれば、専門的な同じような協議会を設置しているところもあり、学校での対応についてアドバイスしたり、個別的なケースについて、どういう支援がよいか提案したりしている。この例のように、連携を図ってほしい。ただし、事例の中に、「学校が災害時の避難場所になることを踏まえ」という文言があるが、そのことがなくても設置をしていただきたいと考える。事例集としては、その文言を書く必要はないのではないか。

委員 配慮の提供を検討したのが、医療的ケア児を受け入れるどのくらい前なのか分かることよい。私が経験した事例で、エレベーターを設置してほしいという話があったとき、予算の関係もあり、すぐには設置できないのだが、その子が年少の頃から、この小学校に行きたいとずっと市教育委員会等に申し出ていて、実現したことがある。時間的なものもここに入ってくると経過が分かりやすくなる。

会長 書類上の様々な特性を引き継ぐことも重要だが、幼保小が連携し、幼稚園・保育園の頃から、このような子が小学校に上がってくることが分かっていたら、情報を得て準備をしていくことも可能である。

事例4について。

委員 これも医療的ケア児の事例であると推測されるが、どういう方か分かるような表記があるとよい。エレベーターの設置等をしようとしていることは、ありがたいと思う。ただ、これは、代替案を提供した例となっているが、給食の問題や8時から受け入れてほしいという希望に対しての代替案として、提供した内容がどうなのか。合理的配慮の提供について、個別的な対応をする上で、全てが希望通り対応できるわけではなく、いかにうまく対話していくかというのが障害者差別解消法の考え方である。これだけ読むと、学校側、教育委員会側が、これはできないと押し付けてしまったように見受けられる。その辺りについて、説明や話し合いがどうだったのか、それについてどのような経緯で推移していったのか分かるようになるとよい。

会長 2点について重要な意見である。1点目は、事例のタイトルの一貫性をもたせること。障害特性の題名になっているところ、支援の内容、医療的ケア児、代替案ということで、一貫性のあるテーマにしないと読み手が分かりにくい。2点目は、代替案ありきになってはいけないこと。障害者差別解消法の趣旨からしても、代替案は、本来、申し出に対応できない理由をきちんと挙げて、これに対して提案をし、納得した場合のみ採用されるものである。これは事例集に載せるときは配慮すべき点である。

委員 先生が突然休んだら休校になります、ということと似た感じがする。この子にとっては、突然学校に行けなくなる。そしてお母さんはこの子が学校に行くことを前提にしたライフスタイルにしていると対応できないことになる。そうした点を考えてもらいたい。また、先ほどのトイレの例や、看護師を二人確保しておかなければならないとなると、費用の面の問題になってくる。合理的配慮は、本人

が必要とされる配慮に対して実現するための合理性があるかどうかということなので、例えば、トイレを作るのに1000万円以上かかるのであれば、一人30万円以上の出費はできないなど、合理性とはどこまでかという、ある意味ドライな、現実のラインはあると思う。

また、自閉症等の発達障害の人は数として多いが、事例の中に挙げられていないことが気になる。

会長
委員 今回は話題提供のため。この四つが全てではない。

自閉症等の発達障害は挙げにくいと思っている。医療的ケア児に合理的配慮が突然なくなると、生命の危険があるが、自閉症の子は、その配慮がなかったら死んでしまうわけではない。分かりやすさと切迫度合いでは自閉症は後回しになるなどと思うが、二次障害を伴った強度行動障害が青年期以降に出ると、後のケアにもものすごいマンパワーと費用がかかる。本人の人生も大変なことになる。最初の時期に手を打つのが最も合理性がある。自閉症のこだわりやコミュニケーションの難しさ、認知の状況が違うことに対する合理的配慮に着目した事例もぜひ取り上げてほしい。

会長
委員 また、事務局の方で反映させてほしい。

国立特別支援教育総合研究所のホームページに、インクルーシブデータベースが既にある。データベースにはかなりたくさん事例があり、小学校・中学校・学年・障害種別・基礎的環境整備・合理的配慮の項目からチェックしたら、事例がたくさん出るようになっている。ただし、古い事例も多いので、現在の法律に対応するような事例集も必要であると思う。この辺りも検討しながら作成してほしい。

また、数の多い知的障害や自閉症、肢体不自由の子供たちの事例も含め、全ての障害種や様々な学年に対応する事例集になるよう検討してほしい。

会長
委員 例えば、愛知県教育委員会が作った事例集に、資料参照として、ここにもっと詳しい事例がありますよと飛べるようにしておくといい。また、愛知県独自の取組で、市町での積極的な実践もあるので、ぜひ紹介して、好事例として広げていくのがよい。また、ニーズの高いものを取り上げることも必要である。さらに、こういうときはこうするというより、こう丁寧にやったらうまくいったというプロセスをじっくりと説明していくのがよい。

委員 特別な支援というものは、基本的に個別ニーズが特殊なので、それに対応するということだと理解している。資料2-2の特別支援教育に関する校内研修実施状況内容を見ると、生徒の理解と対応が一番に挙げられている。医療的ケア児も、何ほどの程度悪くて、進行するものなのかしないものなのか、頑張らせると危険なのかどうなのか把握して対応しているはずである。自閉症も、こういうことが生まれつき苦手で、こういう特性があつてこういう誤解をします、こういうことでトラブルが起きることもあります、こうするとうまくいきますということが、アセスメントをすると、過去の知見を利用してどういう特性なのかが分かり、児童生徒の理解につながる。過去の知見を利用して、アセスメントを取ることを考慮していただきたい。みなさんを受け入れる優しい学校を作りますというのはとてもよいことであるが、今、学校にいる子供たちは何が必要であるのかということにある程度合わせていかなければいけない。配慮しなくてもうまくいくことはそ

のままにしておけばよくて、個別性を客観視できる方法を行うのが合理的配慮のスタートなのではないか。アセスメントを取ったり、その子の状況を把握したりするのは、学校ではないどこか別のところ、そこと連携するんだという回答もあると思うが、それぞれの生活の場所レベルでの検討を開始してほしい。愛知県の特別支援学校でアセスメントをしっかりやっていた学校をいくつも知っている。ただし、それが続いたり浸透したりということには至っていない。そうした検討をスタートしてほしいと強く思っている。

会長 合理的配慮は、あくまでもその子供にとって、今いる学校教育の環境等が社会的障壁となっていて、それを取り除く必要があるときに配慮の申し出をすることである。特別支援学校で合理的配慮の話があまり出てこないのは、それが当然のこととして行われているからであり、これからはそういった配慮を進めていくことによって、合理的配慮ではなく、全ての子供が入学してスムーズに通えるような仕組みに変わっていくことになると思っている。合理的配慮だからといって、特段新しいことをするというのではないと思っている。本人、保護者の要望に従って、学校として何ができるのかということをしつくりと話し合っ、予算とかもあるんで、ご理解いただきながらできる範囲で提供していくことになる。医療的ケアのことも含めて、様々な取組が県で行われているので、そういった障壁をまずは減らしていくこと、教職員の理解を深めること、専門家と連携して、意見を聞きながら、適切なアセスメントに基づいた支援をしていくことが大元になると考える。

6 その他

—事務連絡（事務局）—

- ・ 議事録をWebページに掲載予定であること
- ・ 次回の協議会について

7 教育部長挨拶

本日、委員の皆様には、様々な立場から御意見をいただいた。合理的配慮のための事例集について、事務局の方では典型的な事例を挙げさせていただいたが、一人一人の障害の内容、程度が違うので、受け手にとってぴったりのものを事例集に出すのは難しいと感じた。しかし、学校現場で合理的配慮をいかに合意していくのか、調整に大変苦慮しているという面があるので、学校現場に対して何か手助けとなるものが出せないかというのが一つの狙いではある。当事者側と学校側、受け手によって事例集が異なるように見えてはいけなし、ミスリードもいけないので、今日いただいた意見を基に、しっかりと磨いていきたいと思っている。小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等、多様な環境の中で必要な支援を受けながら学んでいくことが理想形であり、そのために私どもも努力を続けていきたい。

8 閉会